

香川県暴力団排除推進条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年 5月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第37号

香川県暴力団排除推進条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

香川県暴力団排除推進条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第11号）の施行期日は、平成27年6月1日とする。